

亀岡市指令環推第36号

許 可 証

住 所 京都市伏見区南寝小屋町91番地

名 称 有限会社丸加清掃

代表者 代表取締役 須藤 真歩

平成29年6月19日付け申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成29年6月30日

亀岡市長 桂川 孝裕



事業所の所在地 及び名称	亀岡市安町小屋場61番地の2 有限会社 丸加清掃
取扱廃棄物の種別	ごみ
業務の種別	収集、運搬
営業の区域	亀岡市
許可期間	平成29年7月1日から平成31年6月30日
許可条件	1 清掃関係法令(条例・規則を含む)の規定を厳守すること。 2 廃棄物の収集運搬にあたっては清潔を旨とし、衛生的に処理すること。 3 その他当該職員の指示に従うこと。 上記の条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。